

特 110

775



始



特

・陸軍大將制定

下士官の軍律

東京 救世軍日本支營

特110

775

訓示

士官は其の部下に在る凡ての下士官をして何れも皆此軍律一本を所持せしむべき責任あり。此軍律は在東京、救世軍日本々營内商業部より購求するを得べきものなり。



目次

第一	總則
二	下士官の任命
三	一般の責任
四	少尉
五	書記及び會計
六	曹長
七	新兵軍曹
八	登錄軍曹
九	候補生軍曹
十	樂隊下士官

下士官の軍律

下士官及び其職務

第一節 總則

下士官とは其屬する小隊に於て、何等かの責任と職權との地位に置かれたる兵士を云ふ。下士官は一定の職業に従事しつゝ、軍隊よりは何等の報酬をも受けずして、其命せられたる職務に服するものなり。

下士官の名稱
二、左記の下士官は必要に應じて、成るべく各小隊に任命せらるべきものとす。

第十一節	陣營軍曹	三六
第十二節	文書軍曹	四〇
第十三節	小區軍曹	四三
第十四節	小隊軍曹	四五
第十五節	軍旗軍曹	四九
第十六節	小區文書軍曹	五〇
第十七節	補助者軍曹	五〇

○大人部下士官

- (イ) 少尉。(ロ) 書記。(ハ) 會計。(ニ) 曹長。(ホ) 新兵軍曹。
(ヘ) 登錄軍曹。(ト) 候補生軍曹。(チ) 樂長。(リ) 副樂長。(ヌ)
樂隊軍曹。(ル) 樂隊書記。(オ) 陣營軍曹。(ワ) 文書軍曹。(カ)
小區軍曹。(ヨ) 軍曹。(タ) 軍旗軍曹。(レ) 小區文書軍曹。(ソ)
小隊補助者軍曹。

○少年部下士官

- (イ) 少年軍曹長。(ロ) 青年團會計。(ハ) 記錄軍曹。(ニ) 友愛會
(ホ) 青年團書記。(ヘ) 青年巡敎軍曹。(キ) 青年軍曹。(チ)

組長

樂隊員は其服務に就ての辭令書を保持する德により、特に下士官と同一の待遇を受くるものなり。

男女に關
はらず
軍律を守
ること

- 三、男子も、女子も、同様に、下士官に任命せらるゝ事を得べし。
四、「軍中の約束」に記名し、「軍令及軍律兵士之卷」を承認し、力の限りを盡して此二つのものと、又其下士官としての地位に關する軍律とを履行することを願ふ兵士に非ざれば、下士官に任せられ、又は其地位を保持する事を得ず。

- 五、其種類の如何を問はず、凡て人を醉はしむべき酒、又は煙草を用ゐ、或は軍務に服する時制服を着けず、或は一週の何れの日にも「ときのこゑ」を賣る事を願はざる者は、下士官に任せられ、又は其地位を保持する事を得ず。
- 六、救世軍士官又は兵士に對し、負債の償却を求むる爲め、これを法律に訴る者は、下士官の辭令書を保持する事を得ず。何どなれば其人は斯かる行動が軍隊の利益を毀損すべき事、又其事件を

戰友さ法
す廷に争は

禁酒禁煙

軍隊の當局者に訴るに於ては、之が正當の解決を見る可き様極力盡瘁せらるゝ事を知りつゝ、尙軍隊の利益に愈りて自らの利益を求むる事明かに見ゆればなり。

七、負債を有する兵士は、左の場合の外下士官に任せらるゝ事を得す。

(イ) 其負債が改心の以前に出來たるものにて、其以來未だこれを償却するの方法と機會とを得ざりし事。

(ロ) 其負債が病氣或は他の特別なる原因によれるものにて、隣里鄉黨も、戰友も、其上に立つ士官達もこれを是認し居れる事。

(ハ) 現在其負債を償却中なる事。

八、無暗に負債を作り、又は如何なる性質の負債と雖も、これを償却し得べき場合に其爲め眞實なる努力を試みざる者は、下士官の上に立つ士官達もこれを是認し居れる事。

官の辭令書を保持する事を得す。

九、以上の總則は大人部下士官のみならず、亦凡て少年部下士官にも適用せらるべきものなり。最も少年部下士官の職務に就ては、別に「軍令及軍律少年之卷」に詳かなり。

第一二節 下士官の任命

小隊長の責任
小隊長は前記の軍律に準じ、下士官たるに適當なる兵士を擇し、これを推薦すべき責任あり。其爲め最も敬虔、献身、忠義なる兵士をのみ擇擇する様、大なる注意をなさる可からず。

二、小隊長は自ら下士官に任命するに適當なりと思惟する各兵士の姓名を、聯隊長に提供して其許可を受くべし。小隊長は聯隊長より其提案の認可書を得る迄は、何事をも其本人に知らしむべか

小隊長には
推薦する
ここ

金錢上の
取締り

らず。聯隊長は又小隊長が一定の用紙に推薦の旨を記入し、其小隊の下士官にて少尉、會計、書記、曹長、樂長、少年軍曹長の中少くとも二名、これに連署して差し出したる場合に非ざれば、これを認可せざる者とす。

兼任を避くべし

三、同一の人が下士官として一個以上の辭令書を有するは、好ましき事に非ず。最も適當なる人物の缺乏したる爲め止むを得ざる場合には、聯隊長は同一人が一個以上の辭令書を有する事を認可するを得べし。但し如何なる場合にも左記の中二個の任務を兼ねる事を許さず。

(イ) 少尉。(ロ) 會計。(ハ) 書記。(ニ) 曹長。(ホ) 少年軍曹長。(ヘ) 新兵軍曹。(ト) 候補生軍曹。(チ) 樂長。

四、小隊長は或兵士を選んで下士官に任ずる事に就き、聯隊長の認可

聯隊長の
認可

認可を得るや否や、直ちに其提案に就きて祈禱せん事を其兵士に求め、且聯隊長より交付せらるべき「下士官の約束」を渡して、これが熟考を求めるべからず。

五、兵士が「下士官の約束」の條項を承認する旨を表白する時は、それに記名調印を求めざるべからず。

六、少尉、會計、書記及び樂隊員の場合にありては、貳錢の收入印紙を「下士官の約束」に貼用す可し。

七、「下士官の約束」に記名調印を終へたるものは、小隊長之を聯隊長に送り、聯隊長更に之を司令官に送りて其辭令書の交付を請ふべし。斯くて後聯隊長は成るべく速に其下士官と會見して、これに辭令書を渡し、其位地に伴ふ用務を行ふの職權を授け、又其の新に擔當したる働きに就き必要に應じて詳細なる説明をなし、又

責任を教へよ

收入印紙

下士官の
約束

責任を教へよ

其服務に關する「軍令及軍律」一部を與ふべし。萬一聯隊長自らこれ等の事をなし能はざる場合には、小隊長代つて其職務を行ふべきものとす。

辭令書の發行

凡て下士官の辭令書は聯隊長の推薦に由り、日本々營より之を發行する者とす。

三年間有効の辭令書

三ヶ年は其効力を有し、何れも第三年の十二月三十一日より一期間三ヶ年は其効力を有し、何れも第三年の十二月三十一日に至りて滿期となるものなり。滿期の前二週日に當り、下士官の辭令書は檢閱の爲めに聯隊長の手元に取り纏めらるべく、司令官若しこれを認可せば改めて向ふ三ヶ年間は、これを繼續する事を得べし。

一〇、前項に述べたる以外の下士官の任期は、毎年十二月三十一

書効の辭令一年間有

日を以て滿期となるものにて、若し小隊長これを推薦し、聯隊長これを認可せば更に一年間同じ軍務に任せられ、積で三ヶ年に至るを得べし。但し司令官の認可なくして其以上に繼續する事を得ず。
一一、重ねて同一の軍務に任せられたる時は、其證明の爲め「下士官任期繼續證」を授けらる可し。とは云へ、何時にも司令官が然る可しと認定したる時は、其辭令書を徹回せらるゝ事ある可し。

一二、辭令書は司令官の外誰もこれを取り消す事を得ず。

一三、小隊長は司令官より書面を以て、これが職權を授けられたる場合の外、下士官の辭令書を停止する事を得ず。
一四、下士官の約束を辱めたる爲め、其辭令書の沒收を命ぜられ、相當の手續を以てこれを通知せられたる後、速にこれを小隊長、

辭令書の取り消し
辭令書の停止
辭令書の没收

家資分散

聯隊長又は日本營に返附せざる者は、其由を「ときのころ」紙上に公報せらるゝ事ある可し。

一五、下士官が家資分散に陥りたる場合には、聯隊長は事情を取調べ、其人が債權者に對して公明正大なる處置をとりしか、又は其爲めに最善の力を盡す覺悟ありやを判断せざる可らず。然る後聯隊長若し此等の點に於て、難すべき所あるを見出さずば、忠告を以て其人を助け、又其事情を小隊に辯明して、戰友の同情と助力とを求めざるべからず。聯隊長若し自らこれを爲し能はざる時は何人かをして代つて事を行はしめざるべからず。斯くて取調べ終りて後、聯隊長は其家資分散者が果して下士官の辭令書を保持すべきか、或は其姓名を兵士の名簿に保存せらるべきか等の事を決定せざる可らず。

記録の保存

轉籍の場合

一六、各小隊に任命せられたる凡ての下士官と、其任命の日附け、又附托せられたる職務等に關する精しき記録を作り、之れを其小隊に保存せざるべからず。

一七、下士官が他小隊に轉籍する時は、其辭令書は効力を失するが故に、行先きにて再び同一の職務に當るには、今一度新に其辭令を受けざるべからず。隨つて下士官が他に轉籍する場合には其辭令書を聯隊長に返附すべき者とす。

多年勤勞の章

一八、凡て下士官にして五年、十年、十五年、或はそれ以上に亘りて軍務に在る者は、規定の「多年勤務の章」を司令官より無料にて下附せられ、これを佩用するの權利ある者とす。

第三節 一般の責任

軍隊の利益
益を保護せよ

一、凡ての下士官は其小隊に於ける出來事にて「軍令及軍律」に背き、又は軍隊の利益に反すべき様認めらるゝ事に就き、之を其受持士官に報告すべき義務あり。若し其報告したる事柄が尙改善せられざる時は、これを聯隊長に報告し、それにも尙救治せられる時は、之れを日本各營に上申せざる可らず。

報告の事
兵籍調査會の組織規定の集會の開始し、
二、凡ての下士官は其小隊長の品性に關し、何か容易ならぬ嫌疑のある時、これを其聯隊長に報告すべき嚴重なる義務を有す。

三、何れの下士官も聯隊長の認可なくして新しき集會を開始し、又は規定の何れの集會をも中止するの職權を有せず。

四、各小隊の下士官にて聯隊長及び小隊長と共に、兵籍調査會を組織すべき者は、少尉、書記、會計、曹長、新兵軍曹、樂長及び少年軍曹長なり。兵籍調査會の會員は隨時本營より發行する軍

律にて其職務に關係ある者を熟知し、これを履行せざる可らず。

第四節 少尉

一、何れの聯隊に於ても、適當なる人物を選抜してこれを少尉に任ずる事を得べし。

二、少尉は敬虔鍊達なる救世軍人にして、其戰友の間に德望あり、獻身の精神を以て斯軍を戰ひ、又軍隊の教理、主義、及び規律に對して、全き忠節を有する者ならざるべからず。

三、少尉は屯田小隊長に補せらるゝ事あり。又は或小隊に屬し居り、必要に應じて附近の小隊又は分隊を巡回し、特別運動に從事する者とす。

四、屯田小隊は普通の小隊と同一なる軍律及び主義に遵ふて經營

屯田小隊

少尉の職務

少尉の人

せらるゝ支部にして、何れの小隊にも附屬せず、直ちに其地方の聯隊の管轄を受くる者とす。

屯田の運動は、規定の標準に依りて其小隊の運動を行なすべき責任を有す。

屯田小隊長たる少尉は、普通小隊の行進場合にて勤勞に服する者とす。

屯田小隊長たる少尉は小隊より何等の手當を受けず、無報酬にて勤勞に服する者とす。

屯田小隊長たる少尉は小隊に戰場士官を派遣して、之を受持しむる場合には、以來屯田の名稱を廢し、これを普通小隊の列に加へるべきものとす。

屯田小隊長に非ずして少尉の地位にある者は、其聯隊長が定める所の作戰計畫に準ふて行動をなすべきものとす。

少尉は屯田小隊長としての職務を盡し、又は附近の小隊、分

隊を巡回して特別運動に從事するもの故、特に成功ある救靈會聖別會を營むに必要なる力量を養はざるべからず。

少尉は其職務の重要な事を自覺せざるべからず。而して

かく迄軍隊に於て顯著なる地位に置かれたる身の責任を感じ、之を全うせんために熱心忠實なる努力を續けざるべからず。

少尉は常に聖書の研究と祈禱とを務め、集會の準備に苦心

し、有力なる警告をなし得ん事を心掛けざるべからず。同時に少

尉は一身を神に委ね、唯神のみ與へ得べき助力と加護とを求めざる可らず。若し之を怠れば其日頃の盡力も全く空に歸すべき恐あればなり。

第五節 書記及び會計

書記會
計の会
物記の会

一、何れの小隊にも、軍律に準ふて一人宛の書記と會計とを任命せざるべからず。其人物は必ず眞實、敬虔、忠義なる血と火の軍人にして、軍隊の主義と運動とを擁護すべき者を擇みて、之に充てざる可らず。彼等は又相當に金錢出納の事を辨ふる者ならざる可らず。

其軍令及軍律に關する詳細は、「軍令及軍律」書記會計之卷を見るべし。

第六節 曹長

曹長ならずる可らず。

一、何れの小隊にも、こゝに掲ぐる軍律に準ひ、一人の曹長を任命せざるべからず。

二、曹長は相當に経験ある人にて、其敬虔なる事、常識ある事、

経験ある

献身的にして忠義なる事等、十分信任を置くに足るものならざる可らず。若しこれ等の資格を有する適當の兵士なき時は、曹長の任命は暫くこれを見合はさうべからず。

三、曹長は心靈的の運動に對し、小隊に於ける首席下士官にして、其階級は中尉の次位に在り。

小隊長に

隸屬す

小隊長代

理

軍曹の勤

責

任

對

する

四、曹長は小隊長に對し、小隊長不在の際は副官に對して責任を負ひ、其處理する一切の職務に關する報告をなすべき者とす。曹長は又一般に小隊の情況を報告すべきものとす。

五、小隊長及び副官不在の際、若し彼等か又は聯隊長に由て別に其計ひをなさる時は、曹長は小隊の指揮に任すべきものとす。

六、曹長は小隊長が小隊軍曹及び他の凡ての軍曹（新兵軍曹指導の下に在る者を除く）に托したる、其小隊の各種の職務を遂行せ

しむるの責任あり。曹長は聯隊長又は小隊長が別に定むる所ある限り、此等の軍曹より其職務上の報告を受取べきものとす。

七、曹長は何等財政上の責任を有せず。又小隊の財政、計算の事に關し、書記又は會計に對して何等の監督權を有せず。

時間の嚴守時間の嚴守
八、曹長は小隊の集會表に規定せられたる時間に、野戰及び屋内集會を開始せらるゝ様注意すべき責任あり。若し此點に不規律の事ある時は私かに小隊長の注意を促がし、尙改まらざる時はこれを聯隊長に報告せざるべからず。

九、曹長は注意して各集會出席者の數を正確に數へ、毎週其爲に作られたる用紙に記入して、小隊長に報告すべき責任あり。曹長は其報告の確實を保たん爲め、有らゆる注意をなすべき者とす。

一〇、曹長は野戰に關し、左の軍律を實行せらるゝ様注意せざる

野戰の軍律施行

會衆の計算

べからず。

(イ) 野戰の前、會館に會合し、又は會館より野戰の場所迄行軍する事は、唯特別の場合にのみこれを許さるべき事。

(ロ) 野戰の場所は前以て告示せられざるべからず。而してこれは又會館内の目につく邊りに掲示し、或は毎月若くは毎四季の豫定表に於てこれを發表せらるべき事。

(ハ) 野戰を開始すべき時刻到らば、其出席者は最早何人をも待ち合はず事なく、直ちに開始せねばならぬ事。

(ニ) いつも或一二の場所のみにて野戰を營む習慣に陥らざる様

用心せねばならぬ事。

(ホ) 兵士名簿に六十名以上の大人の兵士を有する小隊は、少くとも毎週一回日曜日の野戰には、幾組かに分れて野戰を營まね

ばならぬ事。

(へ) 行軍の以外に、別に少くとも三十分以上、集會を營む目的を以て一つ場所に踏み留りたる場合に非ざれば、これを野戰と見做し又は其如く報告す可らず。或は二三ヶ所にて短かき集會を營む事を善とする場合もあらば、それ等を合せて一野戰と見做す事を得べし。雖も、其爲に費したる時間の總計は、必ず三十分以上に達せざるべからざる事。

(ト) 特別の事情ありて 聯隊長より許可を得たる場合の外、小隊長は自ら其小隊の集會表に掲げられたる日曜及び平日の野戦を司るべき事。

時は軍
れ律
ざの
る行

善せられざる時は、事情を聯隊長に報告せざる可らず。
一二、小隊の唱歌隊長が缺席したる時、又は小隊に唱歌
に於ては、曹長は行軍の唱歌を指導せざる可らず。若し
をなし能はざる時は小隊長は曹長に代りて、これをなす
任命せざる可らず。

第七節 新兵軍曹

新兵軍曹しんべいぐんさくに任にんせざらす
一、何れの小隊ちうたいにても、一箇いつこの適當てきとうなる人物じんぶつを新兵軍曹しんべいぐんさくに任にんせざらす
二、此職務このしょくむに任せらるゝ者は正確せいいかくなる教理けうりを保持ほぢし、又總またすべて恩寵めぐみの座ざに出いで来る者ものを待まつつに、周到じゅうたうと忍耐にんないとを以もつてし得うる者ものたる事こと、最も肝要かんえいなり。

軍曹の座

三、大なる小隊に於ては、必要に應じて男女の悔改の座軍曹を

任命し、新兵軍曹を輔けて其職務を行はしめざる可らず。

改心者名簿

四、新兵軍曹は恩寵の座に出で来る各個人に關し、其爲め備へられたる改心者名簿に一切の事項を記入せざる可らず。

小區軍曹の勤務に就ての責任

五、新兵軍曹は其小隊の各小區軍曹と、其勤務に關する責任を負ひ、それ等に就きての報告を小隊長に致すべき者なり。新兵軍曹は又登錄軍曹、及び登錄補に關する責任を負ふものなり。(第八節を参照せよ。)

小區軍曹の軍律

六、尙新兵軍曹と其勤務とに關する詳細なる軍律は、「軍令及軍律小區軍曹之卷」に記述せらる。

第八節 登錄軍曹

登錄軍曹の責任

一、何れの小隊にも登錄軍曹と名くる一下士官を任命せらる可し。登錄軍曹は此節に記述する所の登錄室に於ての一切の働きをなす上に、新兵軍曹に對して責任を負ふものとす。

別室の設備

二、何れの小隊にても救靈會の都度、改心者が悔改の座にて公けの告白をなしたる後に、これを携へるべき集會所以外の別室を備へざるべからず。出來得べくば男子及婦人の爲めに各一室を備ふるを可とす。

三、此室は登錄室と稱せらる可し。若し専ら其爲めに用ふべき一室を有せざる時は、士官室、樂隊室、又は「ときのこゑ」室を以てこれに充つ可し。其心得は左の如し。
(イ) 静肅なる事、及び其他の點に於て、適當なる一室を擇むべき事。

意細心の注

(ロ) 室の所在に就て明確に其係の人々に訓示しあるべき事。

(ハ) 楽隊室を利用する場合には豫め其計らひを樂隊員に告げ、悔改の座を壓倒すべからず。

四、登録室は悔改の座に代用し、又は悔改の座を壓倒すべき趣意のものに非す。又然る事あらしむべからず。悔改者は一應悔改の座にて扱ひたる上ならでは、これを登録室に伴ふ可らず。五、登録軍曹は他の適當なる人に由て輔佐せらるべく、其人々は必ず救世軍人にして、小隊長に由て撰抜せられ任命せられたる者ならざるべからず。此の如き人々を名けて登録補と云ふ。

六、登録軍曹は細心に其職務を登録補に教へ、其委托せられたる勤の極めて大切な事を感せしめ、天國も地獄も彼等の行動を注視する事、又彼等の惡しき顔色、言語、動作が、直ちに其取扱

其職務の
肝要なる

登録補

ふ所の靈魂を阻喪せしめ、時としては全く滅亡に至らしむる事あるを、銘記せしめざるべからず。

七、恩寵の座にて悔改者を取扱ひたる者は、自ら亦之を登録室に伴ひ行きて登録軍曹に引き渡し、且其悔改者の進みて求むる所の者が、救か、墮落より恢復せらるゝ事か、心の聖潔か、士官たらん爲に献身する事か、等の事を知らしめざる可らず。又其悔改者に關する何か特別異様なる事情あらば、其知り得たる所を登録軍曹に告げざるべからず。

八、登録軍曹は啻に悔改者の姓名住所を記録するに止まらず、却つて彼等が何れも其求むる所の祝福を確實に得たることを慥かむべき責任あるを記憶せざる可らず。随つて登録軍曹は以上の目的が成就せられ、悔改者が

十分の説

悔改者
特種困難

(イ) 其過去を悔改め、

(ロ) 凡て惡と知れる事を遠かりて之を棄て、

(ハ) 一切を全く神に献げ、

(ニ) 其罪に拭ひ去られて、神は其靈魂に平和を宣し給へる事を信じ、

(ホ) 以來勝利の生活を保證せられたる事。

九、これ等の事を成し遂げん爲め、登錄軍曹は間々悔改者が有する特種の困難を周到細心に處理する事に依り、大なる便宜を得るものなり。即ち登錄軍曹は或悔改者が家庭か、勤め先、其他の處にて何か難儀なる事情の中に在るが如き場合には、之に適當なる忠告を與ふると共に、其事を小隊長又は新兵軍曹に告げざるべからず。

す。さすれば彼等は又改めて登錄補か兵士かに命じ、同伴して之を其家庭に送り届け、現場に於て困難を處分し、其家にて共に祈禱し、場合に依りては悔改者が新に擇みたる立場を其家族に告げ知らせ、併せて彼等を集會に案内せしむべき責任あるものとす。

一〇、登錄軍曹は悔改者が神と和ぎたる事を認識するや否や、進みて兵士志願者たる志望の申し立てをなさしめ、又三色のリボンを着用せしむる様、努めざるべからず。

一一、登錄軍曹は改心者をして、進んで兵士となり、又成るべく速に制服を着用するの必要を感銘せしめざるべからず。

一二、登錄軍曹は會館及び野外に於ける各集會日取りを改心者に告げ示し、又小冊子「救及び其維持法」又は「聖潔及び其維持法」を交附せざるべからず。

兵士及び
其制服

改心者の
教育

小隊長に紹介せよ

候補生志願申込書

一三、登録軍曹は改心者が登録室を去る前に、之を小隊長に紹介する事をつとめざるべからず。

一四、登録室にて扱ひたる救世軍兵士の中、殊に士官たるに適當と覺しき者は、候補生志願申込書を請受け、且つこれに願意を記入する事を獎勵す可し。此の如き人々の住所姓名は其都度必ず小隊長より聯隊長に申出づべし。而して小隊長は又其小隊に於て、時を失はず何か適當の軍務を授けざるべからず。

和睦一致

一五、誤解、反目、争鬭等の事ありたる場合には、小隊長は成るべく其場にて、直ちに双方を出會はせ、自分立會の上即座に和睦をなさしめざるべからず。若し其事の實行し難き理由ある時は、出來得る丈け速に日を定めて双方出會ふ様、取はからはざる可らず。

他の改心者

一六、改心者若し他の市町か、又は其附近に住する時は、登録軍曹はこれに其市町の會館所在地及び小隊長の姓名を知らしめざる可らず。登録軍曹は又其改心者の住所姓名を小隊長に報告し、其手を経て之を其改心者の住める市町又は地方の小隊長に送らざるべからず。

訪問に便なる時間

一七、登録軍曹は改心者より、如何なる時間が小隊長の訪問を受くるに最も便利なるかを慥かめ、又其家族に接近するに何か好き分別あるやを問ひ質さる可からず。

一八、特別なる理由により、改心者が兵士となり能はざる如き特種の場合には、登録軍曹は小隊長に謀り、彼が屬せんことを願へる教會の牧師宛の紹介状を與ふる事を得べし。

一九、登録軍曹は「救及び其維持法」聖潔及び其維持法を其小隊長に紹介せよ

隊に備へ付け、いつも登録室にて使用し得べき様注意すべき責任あり。

第九節 候補生軍曹

主要の任務

一、何れの小隊にも皆一箇の適當なる人物を候補生軍曹に任せざるべからず。其職務は小隊候補生の保護をなし、併せて士官候補生の志願者を獲ることなり。

二、候補生軍曹は凡て少年兵又は兵士にして、小隊候補生又は士官となるに必要の資格ありと覺しき者に對して小隊長の注意を促し、同時に彼等を勧めて其申込書又は志願書を小隊長に請求せしむ可し。

答案記入

三、候補生軍曹は前節に述ぶる所の志願書に掲ぐる諸問題に對

し、彼等が細心に其答を記入し、又遲滞なく之を小隊長に返附する様、注意せざる可らず。

特別の同

獎勵せよ

四、候補生軍曹は兵士にして目下事情の爲めに妨げられて士官を志願し能はざるも、やがて然かなさん事を心がけ居れる者に、特別の同情を寄せ、又斯かる兵士をして小隊候補生たらしむる様、計らはざる可らず。

五、候補生軍曹は小隊候補生、又は候補生志願者の心靈上の進歩に注意し、彼等が野戰又は會館の集會に出席して證言をなす様、殊に小隊候補生は少年軍組長どならん事を勧誘せざる可らず。候補生軍曹は又彼等が其執行すべき様取定められたる野戰、或は會館の集會を適當に指導し、其他小隊長より割り當てられたる軍務を正しく行ひ得る様、注意せざる可らず。

小隊候補の名簿

六、小隊候補生の名簿は、小隊の書記に由りて、兵士名簿の中其爲めに備へられたる欄に登録せらる可し。候補生軍曹は名簿の訂正を要する時、其都度、これを書記に通知すべきものとす。

七、候補生軍曹は候補生志願者が不許可となりたる時、其事實を小隊長より慥かむることを以て其務とせざる可らず。自然其當座者補生志願者

六、小隊候補生の名簿は、小隊の書記に由りて、兵士名簿の中其の爲めに備へられたる欄に登録せらる可し。候補生軍曹は名簿の訂正を要する時、其都度、これを書記に通知すべきものとす。

七、候補生軍曹は候補生志願者が不許可となりたる時、其事實を小隊長より慥かむることを以て其務とせざる可らず。自然其當座の數日間は、彼等にとりて劇しき誘惑の時なるべければ、其危機に於てこれを訪問し、慰藉し、亦之を鼓舞せざる可らず。

八、候補生軍曹は候補生志願者にして一時待命中のもの、又は不發を促せ定期に時機を待つべき事を命ぜられたる者の面倒を見、其幸福を以て念となし、彼等が一層靈魂の救に努力すべき様、これを激励せざる可らず。

特別なる
注意として、候補生志願者にして一時不許可となり、今一度改めてこれを

しやくわん
志願すべき事を命ぜられ居る者に對しては、候補生軍曹は特別なる注意を拂はざる可らず。即ち彼等をして其兵士として要めらるる凡ての軍務を盡さしめ、又力の及ぶ限り、彼等が小隊に於ての働きを援助する様心掛くべし。

正弱點の矯
十、候補生軍曹は又前項に記載せらるゝ如き候補生志願者に對し、彼等の品性及び行動の弱點を發見し、彼等が如何に自らを改善すべきかを忠告し、又其候補生として受け入れらるゝ妨げとなつたる事柄を、賢く且正しく指摘し、彼等をして今一度小隊候補生とならしめ、何彼ご救の軍に於ける訓練を受けしむる様。世話をするさういる可らず。

一一、候補生軍曹は毎週一回、候補生及び候補生志願者の爲めに集會を營みざる可らず。而して其前半は心靈的、反省的の時を過

し、後半に於ては（イ）聖書、（ロ）軍令及軍律、戰場士官之卷、
(ハ)軍令及軍律、兵士之卷、(ニ)ブース大將傳等に基き小隊候
補生及び候補生志願者を養成せざる可らず。

規定の課程
(ハ)軍令及軍律、兵士之卷、(ニ)ブース大將傳等に基き小隊候
補生及び候補生志願者を養成せざる可らず。

一二、候補生軍曹は、小隊候補生、及び候補生志願者が、逐時送
附せらるゝ課程を勉強し、又前項に記載せらるゝ書籍を學習する
様監視せざる可らず。

特別の任務
聯隊長の巡回
特別の任務
聯隊長の巡回

一三、候補生軍曹は小隊長の同意を得て、小隊候補生又は候補生
志願者が他日士官となりて働く上に準備とならん爲め、何か特別
の任務を負擔する様取計はざる可らず。

一四、候補生軍曹は聯隊長巡回の時を利用して、小隊候補生及び候
補生志願者が其場に列り居りて、これと會見の機を得る様取計ら
はざる可らず。候補生軍曹は小隊候補生及び候補生志願者に對し
はざる可らず。候補生軍曹は小隊候補生及び候補生志願者に對し

前以て聯隊長の出陣を通知せざるべからず。
一五、候補生軍曹は毎週候補生の行動票に検印をなし、又小隊長
の検印を受けしめざる可らず。

第十節 樂隊下士官

下士官の名目

一、何れの小隊にても樂隊のある所には、左の下士官を任命せざ
る可らず。

(イ)樂長、(ロ)副樂長、(ハ)樂隊軍曹、(ニ)樂隊書記
樂隊會計
其軍律を
見よ
小隊の會計は如何なる場合にも亦樂隊の會計を務めざる可らず。
二、樂隊の各下士官の職務に關する詳細は「軍令及軍律、樂隊及
唱歌隊之卷」に記さる。

第十一節 陣營軍曹

整頓したる小隊には必ず一人の陣營軍曹を任命する可らず。

其責任

二、陣營軍曹は會館、士官宅、及凡て小隊に屬する財産の状態と其手入とに對して責任を負ふ。但樂隊に屬する物件は之を除く。

三、陣營軍曹は會館が清潔にして衛生的に保存せらるゝ様監視せざる可らず。即ち床板は時を定めて洗滌せらるべく、留守居人は忠實に其本分を盡し居らざる可らず。陣營軍曹は又埃屑が腰掛や高壇の下に堆積せざる様、煙突は其折々に十分掃除せらるゝ様、注意せざる可らず。

四、陣營軍曹は下水、溝、便所、及び造作の状態を察し、それ等

が何れも清潔に掃除せられ、洗淨せられ、又必要に應じて消毒せらるゝ様注意せざる可らず。陣營軍曹は又下水管及び雨水の管が塵埃に閉塞せられざる様、氣を付けざる可らず。

五、陣營軍曹は會館が充分暖かく、又空氣の流通宜しき様、計らはざるべからず。集會の成功は多くこれ等のことに関係あるもの故、風通しと間暖めの裝置は常に適當に調ひ居らざる可らず。窓より空氣の流通をはかる場所にては、容易に其開閉をなし得る様計らはざる可らず。

六、建物が在日本救世軍財團に屬するものにありては、小隊は左の各部に對する責任を負ひ、其需用に應じて修繕をなす可く。陣營軍曹は又迅速にこれが實行を見る様監視せざる可らず。
(イ) 窓。(ロ) 瓦斯、電氣、其他燈火に關する設備。(ハ) 水道其の

財團所有の建物

洗淨及消

毒

損所の修理

他飲料水に關する設備。(二)錠前及び戸締り。(ホ)暖爐及び間暖めの裝置。(ヘ)坐席の便宜。(ト)疊換。

七、陣營軍曹は又故意に押し倒されたる壙又は門、腰掛を會館内部の壁に打ちつけたる損所、鉛筆の落書、廣告等粘り着けたる壁上の汚れ。特別集會の飾り附けの爲め床や柱又は高壇を毀けたるなど。如何なる破損にてもこれを修理せざる可らず。

八、在日本救世軍財團は其所有する建物に關し、左の各部に對する責任を負ふ。(但し多少の例外はあるべし。)

(イ)屋根。(明り取りの硝子を含ます。)(ロ)壁。(ハ)床。(ニ)下水。(ホ)ベンキ塗換。

ベンキ塗換は外部は三年に一回、内部は七年に一回を常とする。尤も右の各部と雖も本營より特に然か取計ふ事を命令せられざる特別なる命令

限り、在日本救世軍財團が其費用を支辨すべき事を當て込みて、これが修理に着手すべからず。

九、陣營軍曹は門外の角燈が清潔にして、且毎夜點燈せらるゝ様監視せざる可らず。

一〇、陣營軍曹は又其責任を負へる救世軍の總ての財産、即ち腰掛、雜作、及び士官宅の財產目錄を合せたる記録を作らざる可らず。之は小隊の書記保管し居り逐時訂正せられざる可らず。

一一、陣營軍曹は毎年二回、書記、會計、小隊長と共に、聯隊長又は其代理の士官立ち會にて、士官宅にある家具の調査をなし、其損失品、又は必要品を調達せざる可らず。

一二、陣營軍曹は小隊長の指導の下に其職務を行ひ、凡て注意を要する事項を小隊長に報告し、此軍律、及び會館に關する心得書に

小隊長に
相談せよ

記錄と財
産目錄

門前の角
燈

一年二回

照して、凡て會館及び士官宅の事情に就ての商議をなす可もの也。

第十一節 文書軍曹

各小隊共

文書頃布

小區文書
軍用帳簿

購讀者の
姓名

- 一、何れの小隊にも一人の文書軍曹を任命せられざる可らず。
- 二、文書軍曹は凡て文書賣捌きの事及び一般に救世軍の出版物を賣り廣むる事に關し、小隊長に對して責任を負ふものなり。
- 三、文書軍曹は小隊長及び書記と協議の上、小區文書軍曹に渡すべき帳簿を調へざるべからず。而して其帳簿には各小區の區域を記載せられざるべからず。若し出來得べくば、其區域の地圖を作り、これを其表紙の裏面に貼附すべし。

- 四、小區に住む兵士、兵士志願者・改心者及び知り得る限りの購讀者の住所姓名はこれを右の帳簿に記入せられざるべからず。斯

部軍曹

くて、其帳簿を小區文書軍曹に引き渡したる以上は、其小區の人民に對し凡て救世軍の文書を配布する責任は、懸りて小區文書軍曹の上にあるものとす。

五、場合によりては、別に「ときのこゑ」軍曹「少年兵」軍曹等を任命し、彼等をして新しき購讀者を造りては、之を小區文書軍曹に譲り渡さしむべし。此等の軍曹は又會館や野戰にて出版物を賣るべきものとす。彼等は文書軍曹より出版物を受け取り、又毎月二回其代金の支拂をなすべき責任を有す。

六、文書軍曹は購讀者名簿を保管すべし。此名簿は小區文書軍曹が有する帳簿の購讀者の、姓名、住所、品目の原本たるべく、萬一小區文書軍曹が其帳簿を紛失することあり。又は事實を混雜する如きことある場合にも、文書軍曹は其有する購讀者名簿に由り、

購讀者名
簿の原本

小隊長と協議の上、速かにこれが處置をなし得る様にてあらざるべからず。

賣捌の明細

幾部、何人に渡し、其中より幾部返附を受け、又幾部の代金を受領し、幾許の未拂金額あるか等の事を記録せざるべからず。

改心者の住所姓名

八、登錄軍曹は少くとも毎月二回、新しき改心者の住所姓名を文書軍曹に通知すべし。文書軍曹は直ちにこれを其帳簿に記入し、

轉入兵士

これに出版物を配附する様取計らふべし。

九、小隊の書記は、他の小隊より轉入し來りたる兵士ある時は、これを購讀者名簿に記入せんため、其住所姓名を文書軍曹に通知せざるべからず。

算代金の決算

一〇、文書軍曹は毎月十四日と末日とに出版物賣捌の勘定をな

小區の軍律を見よ

し、それに對する代金を支拂ひ、若し賣残りの物ある時は、取纏めて數を読み合せ得る様始末をなすべし。

第十二節 小區軍曹

- 一、何れの小隊にも幾人かの軍曹を任命せられざるべからず。
- 二、軍曹は幾人かの兵士を分擔して其福祉を圖り、又は彼等を指導して何等かの任務を行ひ、或は市町村の或部分を擔當する下士

小隊軍曹

の小務

第十四節 小隊軍曹

- 一、何れの小隊にも幾人かの軍曹を任命せられざるべからず。
- 二、小區軍曹の職務と、又小區の運動等の事は、本營發行の「軍令及軍律」小區軍曹之卷に記さる。

官を云ふ。

事あり
變更する

三、軍曹の特別なる任務は小隊長より其當人に説明せらるべし。
これは聯隊長の同意を得たる上、時に變更せらるゝを得べきものなり。

準副官の
如し

四、軍曹は其割り當てられたる職務に關し、時間の許す限り、小隊長に對して準副官の如き働きをなすべき事を期待せらる。軍曹は聊かなりとも小隊長の權威に背く如きことある可らず。又小隊長より托せられざる以上、箇々の兵士の上に權威を執る可らず。唯其權限内に於て神と軍隊と靈魂とに對して、凡て其身に叶ふ程の務を盡さるべからず。

五、軍曹は小隊長の定むる所に從ひ、曹長か又は直接其小隊長に報告をなすべき者なり。

報告すべ

第十五節 軍旗軍曹

各小隊共

軍旗の世
話
獻身と令
聞

- 一、何れの小隊にも、一人の軍旗軍曹を任命せられざる可らず。
- 二、軍旗軍曹は其小隊の軍旗の世話をなすべき責任を負ふ。
- 三、軍旗軍曹に適當なる兵士を擇ぶには、成るべく外觀見苦しからざる、眞に獻身の精神あり、其罪人たりし時代に界限に名を知られし男子を探るべし。其救はれし事蹟の目醒き程一層妙なり。此の如き兵士が軍旗を捧持して町内又は近在を進軍するは、大なる感動を地方の人心に與ふるものなり。
- 四、小隊の軍旗は無分別なる扱方により、唯々一個の玩弄物の如く見做され、戰爭を助くるよりも反つて之を妨ぐることあり。然かも軍旗は又軍人の眞實、勇氣、進取の氣象を鼓舞し、唯これを

士氣を鼓舞す

軍旗に對

独占の權
利に非ら
ずる敬意

一瞥するのみにて、直ちに其過去に於ける戦鬪と勝利の記憶とを
喚び起して、衆人の心を勵ますことを得べきものなり。

五、軍旗軍曹は自ら軍旗に適當なる敬意を拂ひ、亦小隊をして之
を尊敬愛重せしむる様、凡てそれに必要な手當をなすべし。

六、軍旗軍曹は小隊の行軍に際し、軍旗を捧げて進む務あり。然
もこの事は軍旗軍曹獨占の權利にはあらず。却つて軍旗軍曹は小
隊長自ら軍旗を携へ又は捧げて進み、若くは他に何人かをして
これを捧げて進軍せしめ、或はこれを何等か特別なる目的に使用
せんとする如き場合に、いつも喜んでこれに従ふの覺悟なかる可
らず。

時間の正

七、軍旗軍曹は、假令小隊長の遲刻する如き場合と雖も、常に正
確に野戰の時間を守り、若し毎度小隊長を待ち合はさねばならぬ

方合圖の仕

如きことある時は、秘かに之に忠告を試むべし。

八、軍旗軍曹は行軍の節度を保つため、左の合圖を用ふべし。

止まれ

軍旗を地上に樹つ可し。

進め

軍旗を出來得る丈け高く、眞直ぐに捧ぐ可し。

右へ

軍旗を右へ向け垂れかくべし。

左へ

軍旗を左へ向け垂れかくべし。

(以上二つの場合は前列が實際回轉を始める迄持續す。)

圓陣を作れ

軍旗を縱隊の上に垂れかくべし。

静まれ

軍旗を捲く可し。

九、軍旗軍曹は力を盡して軍旗を一切の侮辱、毀損、又は野戰に
於ける紛失より防衛せざる可らず。

一〇、救世軍に於ては、腕力沙汰に由ずしては軍旗を防衛し能は

軍旗の保
護

腕力沙汰
を禁す

ざる如き場合に、之を紛失し、又は毀損することありとも、決して其體面を辱かしむるものに非ざることを、平常十分に理解し居らざる可らず。軍旗軍曹も、兵士も、斯かる場合には悪感情を表はすことなく、却つて身を以て忍耐の模範を示さるべからず。馬の注意

一一、軍旗軍曹に最も大切な務の一つは、行軍の際常に其通りかゝる馬に氣を附け、速かに軍旗を巻き且つこれを下し、尙音樂唱歌の中止を必要とする如き火急の場合には、直ちに其趣を指導者たる士官に注意すべきことなり。

一二、軍旗軍曹は小隊長の指定に従ひ、會館内か、又は他の場所にて、軍旗が清潔に、亦大切に保存せらるゝ様監視せざる可らず。これを打ち廣げし儘會館の隅に寄せかけ一週間中塵埃と汚穢とに染ましめ、又何等の價值だもなき物件の如くこれを放棄し置く

が如きは、徒らに衆人の侮蔑を招くものに過ぎず。これに反して軍旗を行軍より携へ歸りたる時は、大切に巻きて洋傘入に似たる深紅色の袋に納め、之を安全の處に保管し置くべき者なり。一三、何れの小隊にも規定の救世軍々旗を備へ付け、これを十分五寸を常とす。但し場合に由りては、司令官の許可を得て、一段大形の軍旗を用ふることを得可し。

第十六節 小區文書軍曹

各小隊共
文書軍曹
の下に
ざる可らず。

其責任

三、小區文書軍曹は、其任命せられたる小區に於ける救世軍出版物の賣捌に對して責任を負ふものなり。〔小區之軍律〕を看よ。)

第十七節 補助者軍曹

補助者軍
曹の任務

一、何れの小隊にも補助者軍曹と名くる一下士官を任命せらる可し。補助者軍曹は新に小隊補助者を造り、又は之を訪問し、之を獎勵することを援くるものにて。小隊長の望によりては、小隊補助金請取の爲に盡力すべきものとす。

二、補助者軍曹が小隊補助金を請取る時は、必ず其都度規定の請取證を小隊補助者に交付すべし。又其請取簿と現金とは、これを小隊の會計に引渡すべきものとす。

三、小隊補助者名簿は小隊の書記に由て、保管せらる可ものとす。

小隊補助
者名簿

大正二年五月五日印刷

大正二年五月十六日發行

編輯人兼
發行人 東京市銀座二丁目十一番地

不許

印刷人 村岡平吉

發行所 救世軍本營

横濱市山下町百〇四番地

印刷所 福音印刷合資會社



274

終

